

- ・市川市教育委員会は、教育の振興を図るため、翌年度の重要な施策を「教育振興重点施策」として定めています。
- ・この重点施策は、市議会2月定例会にて教育長が表明する「教育行政運営方針」の根幹となるものであり、市川市総合教育会議において、協議及び調整を行うものです。
- ・令和6年度は、第4期教育振興基本計画（案）の方向性、第3期教育振興基本計画の点検・評価結果、新たな教育課題への対応を踏まえ、策定いたします。

柱1 第4期教育振興基本計画(案)の方向性

- 子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育
 - ・児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進
 - ・望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進
 - ・食育の推進・運動やスポーツに親しむ機会の充実
- 学びの質の向上と学びの保障の実現
 - ・児童生徒の情報活用能力の向上
 - ・働き方改革の推進
 - ・特別支援教育の推進・不登校児童生徒への対応
 - ・教育的支援が必要な子どもへの対応
- ともに支え合う学びの環境整備
 - ・生涯学び、活躍できる環境の整備
 - ・文化財の保護・活用と調査の推進

柱2 第3期教育振興基本計画の点検・評価結果に基づく施策の改善

- 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進
- 体力向上の取組の推進

※教育委員会は、毎年度、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を実施し、公表している。
その結果、課題を有したものが上記の施策である。

柱3 新たな教育課題への対応

- ICTの活用推進
- 指導体制・教育環境の整備
- 不登校児童生徒への対応
- 教育的支援が必要な子どもへの対応
- 生涯学び活躍できる環境の整備
- 文化財の保護・活用と調査

令和6年度教育振興重点施策(案)

施 策	柱との対応
○ すべての子どもたちの確かな学力の育成	1-①
○ 基本的な生活習慣を身に付ける取組の推進	1-① 2-①
○ 運動やスポーツに親しむ機会の充実	1-① 2-②
○ 食の環境の充実及び食育の推進	1-①
○ 子どもたちの情報活用能力の向上	1-② 3-①
○ 誰もが居心地の良い学校づくり	1-② 3-②
○ 不登校児童生徒への対応	1-② 3-③
○ 多様な教育ニーズへの対応	1-② 3-④
○ 生涯学習の環境の整備	1-③ 3-⑤
○ 文化財の保護・活用と調査	1-③ 3-⑥

総合教育会議

教育委員会会議にて議決

令和6年度教育行政運営方針